2026年1月23日に公表された個別改定項目では、かかりつけ医機能の質向上と役割分担の明確化を目的とした見直しが行われています。主なポイントは以下の5点です。

１．機能強化加算の見直し
的確かつ質の高い診療機能を評価するため、BCP計画の策定や外来等データ提出の推進、改正医療法に基づく期限付きクリニックの除外といった要件が追加されました。

２．生活習慣病管理料の適正化
管理料（II）の包括範囲が見直され、救急対応や専門的な医学管理が対象外となりました。また、管理料（I）では血液検査の定期実施（6ヶ月に1回以上）が要件化される一方、療養計画書への署名は不要となります。

３．特定疾患療養管理料の見直し
禁忌薬剤を投与されている胃・十二指腸潰瘍患者が対象から除外されるなど、疾患要件が厳格化されました。

４．地域包括診療加算等の統合・拡充
認知症関連の加算と統合され、対象に「要介護被保険者等」が追加されました。また、薬剤の種類数が減少した場合の評価も新設されます。

５．時間外対応の評価引き上げ
病院勤務医の負担軽減を図るため、名称を「時間外対応体制加算」へ変更し、評価が引き上げられました。